

## 1. 災害への「賃金」の備え

今年も九州や岐阜県で豪雨による大きな被害が発生してしまいました。引き続き雨は続くといわれており、被害の拡大も、現在進行形であるとも言えるのではないかでしょうか。昨年の同時期にも九州北部で豪雨による大きな被害がありました。災害の専門家から聞いた話では、災害は忘れたころにやってくるのではなく『忘れない頃にやってくる』というものだと言っていました。日頃から備えておくことの意味を改めて思い知らされます。

事業を運営していくうえで、こういった心的、物的な備えのほかに、いざ災害が起きたときに従業員への給料の支払いをどうするか、という課題があります。今回の豪雨災害における厚生労働省発出の文書はありませんが、昨年8月の豪雨災害において厚生労働省から労働基準法、労働契約法関係のQ&Aが発出されているのでこれを参考にしてみます(令和元年9月5日発出)。急場を凌いだ後に賃金や場合によっては休業手当の支払いの必要が出てきます。労働基準法24条に「賃金全額払いの原則」が定められています。たいへん厳しいですが会社に対し天災事変であっても労働者への賃金支払いに關し免責はなく、給料日には賃金を支払わなければなりません。厚生労働省のQ&Aを見ても事業場の倒壊、資金繰りの悪化、金融機関の機能停止の際というおよそ賃金支払いの現実性がない場合も賃金支払義務の免除はないとされています。また労働基準法25条には「非常時払い」という制度も定められており、労働者が災害にみまわれたなどの非常時においていわゆる給料日前でも、労働者側から請求があればそれまでの賃金を支払わなければならないともされています。

このように、災害という非常時であっても賃金支払いについては(現実的とは言えないレベルでの)事業者側に厳しい義務があります。これに備えて現金で賃金分を常に確保しておくというのも厳しいですが意識はしておく必要はあると思います。

## 2. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の新設

新型コロナウイルス感染症対策に関連して、休業し、かつ休業手当を受けられなかつた労働者に対する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の申請受付が開始されました。概要についてみてみます。

本支援金・助成金は、申請者が、①令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小企業の労働者あり、②その休業に対する賃金(休業手当)を受けることができない、という2つの要件があります。休業は、月の一部分の休業や短時間休業も対象になりますが、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主の指示によって実施された休業が対象であり、疾病、育児・介護等の労働者本人の事情による休んだ日は対象になりません。本支援金・助成金の支給額は、休業前の1日あたりの平均賃金×80%(上限11,000円)を1日あたりの額とし、休業実績に応じて算定されます。雇用調整助成金は休業手当の支払いをした事業主が申請し支給を受けるものですが、本支援金・給付金は、申請者は労働者個人であり(事業主経由の申請とする方法もあります)、支援金・給付金は労働者個人に対し支給されます。ただし、申請主体は労働者個人ではありますが、事業所の情報や休業状況等について、原則として事業主の証明を得る必要があります。なお、休業に対し休業手当が支払われる場合には、支給済みの本支援金・給付金について返納することになります。また、企業側の視点からは、事業主都合による休業への休業手当の支払義務は本支援金・給付金の支給をもって免除されないことも大いに注意すべき点です。これらからすると、企業としては、まず、雇用調整助成金の活用から検討することになるでしょうか。

厚生労働省 本支援金・給付金 ページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

## 3. 夏季休業のお知らせ (8/13~16)

8月13日(木)~16日(日)まで、お休みをいただきます。

何卒、ご承知おきください。

### ● 編集後記 ●

自分の手帳の7月のページに「7/24~8/9 東京オリンピック」と書いていました。年明けに手帳を変えるときのメモです。そう! 本来なら、今頃は日本中、大盛り上がりだったはず。お盆に実家に戻らないことも初めてのことです。普段の日常になるのはいったいいつか、不安な日々…(秋山)



あおぞら人事・労務サポート

特定社会保険労務士

秋山幸子 (登録 NO.13050514)

三鷹市下連雀 3-38-4

三鷹産業プラザ 307

TEL:0422-24-8625

FAX:0422-24-8605

E-mail: [info@aozora-sr.com](mailto:info@aozora-sr.com)

URL: [www.aozora-sr.com](http://www.aozora-sr.com)

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部メンバー):秋山・隅谷・安部・酒井・福岡